

環境影響評価審査書

3 2 横須賀市吉井池田土地区画整理事業

1 総括事項

横須賀市吉井池田土地区画整理事業（以下「本件事業」という。）の実施区域は、横須賀市吉井18番ほかの82.44ヘクタールの区域であって、三浦半島の中央部東側に位置し、国道134号、市道大津池田線、同浦賀舟倉線、県道観音崎環状線等に囲まれた地区内に所在する。その地形は、標高60～80メートルの丘陵部と二筋の谷戸部からなり、一部には急傾斜地崩壊危険区域も含んでいる。

また、実施区域は、全て市街化区域に指定されているが、その大半は山林原野であり、その他は谷戸部等に宅地、水田、畑等がわずかに見られる程度で、都市近郊としては珍しく緑豊かな自然が残されている地域であって、その北西部には吉井地区の住民を氏子とする安房口神社が、南西部には大塚古墳群が存在している。

なお、実施区域の周辺はその多くが市街化区域に指定されており、池田団地、桜が丘団地、コモンシティー浦賀などの住宅団地が造成されるなど、都市化が進行し、かつてまとまって存在した緑が徐々に減少していく状況にある。

次に、本件事業は土地区画整理事業により計画戸数2,410戸、計画人口8,450人の住宅団地を造成しようとするものであるが、予測評価書案では、実施区域内の丘陵部のほとんどを切り取り、谷戸部のほとんどを埋め立てるものであるため、現況のまま保存される区域は全体の1割強となっている。

都市化が進行する本県においては、特に相模川以東は緑の減少が著しく、その中で、三浦半島に残された緑は貴重である。ちなみに、第二次新神奈川計画においては、横浜、川崎外縁部から三浦半島丘陵部に連なる「多摩、三浦丘陵ベルト」に残された緑を貴重なものと位置づけ、その保全を図ることとしており、また、かながわ環境プランは、三清半島地区の環境づくりの重点として「大楠山、三浦丘陵地（実施区域は、これに該当する。）は河川の保全、かけ崩れ、地すべり、土砂の流出などの自然災害の防止、生態系の保全の観点から積極的に保全し、都市近郊緑地やレクリエーションの場としていくことが重要」としている。

実施区域のこのような環境特性を踏まえて、本件事業の実施が環境に及ぼす影響をみたとき、特に考慮すべき点は、緑と大塚古墳群の存在である。

まず、緑の保全については、実施区域の現況は、前述のとおり大半が山林原野であって、豊かな生物相を呈し、都市近郊の緑として大変貴重なものであるが、本件事業の実施により、現況の緑は外周部に斜面緑地として残されるほか、大半が失われることとなる。予測評価書案によれば、土地利用計画上、実施区域の外周部に斜面緑地として残す区域が8.64ヘクタール、造成のり面にポット苗を中心に植栽を行う区域が12.88ヘクタールとなっており、実施区域全体の約26パーセント、21.52ヘクタールの区域が緑地となっている。

また、実施区域の緑について、事業者は「このような貴重な緑地を共有の財産としてできるだけ保全するとともに、造成後においては、積極的に緑地を創造するよう配慮した」としているが、その実態は、斜面地等における緑地が大半である。そこで、緑の質、量の一層の向上を図るべく土地利用計画を見直す必要がある。

次に、大塚古墳群については、予測評価書案によれば、本件事業の実施により大塚古墳群を含む大塚山全体が、頂上部から約40メートルの線で切り取られることとなるため、全て失われることになっている。

大塚古墳群の保存については、神奈川県環境影響評価審査会及び県では、長期にわたり慎重な審査を行ってきたが、その中で、防災工事の必要性、土量確保の必要性、土地の有効利用などを理由として、事業者は大塚山の現況保存が困難である旨を再三にわたり表明してきた。しかしながら、防災工事の必要性は直ちに大塚山を切り取ることに結びつかず、土量の場内バランスを図るために必要な土砂の採取であっても、貴重な自然、文化財を無制限に破壊してよいものではなく、また、実施区域内に存する貴重な自然や文化財を保全するなどの環境保全上の見地から、計画の見直しを含む適正な配慮が求められることは環境アセスメント制度がその趣旨としているところでもある。

また、大塚古墳群は、三浦半島に現存する唯一の前方後円墳を主墳とするものであって、過去に実施された発掘調査においても貴重な品々を出土していること、過去において保存運動が展開され現在においても地元考古学研究グループを中心に保存の声が強いこと、学校教育等にも活用されてきたことなどから、郷土の歴史を知るなどの点において、史跡としての指定は受けていないものの、県民共有の貴重な文化財であると考えられる。

更に、実施区域内の緑については質、量の両面において一層の向上が望まれる点を考慮したとき、大塚山一帯の緑は、それを果たし得る貴重な緑であると考えられる。

このようなことから、大塚古墳群を含む大塚山一帯を可能な限り現況のまま保存すべきであると考え。仮に、現況保存を困難とし、それと異なった保存方法を採用しようとするのであれば、当該保存方法の採用を決定するまでに検討した代替案を全て明らかにするとともに、採用を決定するに至った経過及び理由を明らかにする必要がある。その場合、実施区域の周辺には、開発計画が複数存在するので、そこから発生する土砂を本件事業に活用できるか否かを調査し、それが土地の有効利用につながらないかについて検討し、その結果を踏まえる必要がある。

また、事業者は見解書等において大塚山を含む実施区域の土地利用については、関係機関との協議に基づいて決定したものである旨述べているが、関係機関とどのような協議を行い、それが事業計画にどのように反映されているのかについても合わせて具体的に明らかにする必要がある。

以上、総括的な視点からの審査結果について述べてきたが、各評価項目についての個別的な審査結果は次のとおりである。事業者は予測評価書を作成するに当たっては、これらの内容を十分に踏まえ、適切な対応をする必要がある。

II 個別事項

1 大気汚染 ー粉じん

予測評価書案では、造成工事において取り扱う盛土材料が逗子泥岩を主体とするものであることや、極力粉じんの飛散を抑えるために仮設塀や防じんネットの設置等の対策を講じることなどから、実施区域周辺の住宅地への影響は少ないとしている。

しかし、実施区域は、5月から8月にかけて南南西の風が卓越しているため、風下となる実施区域北側の桜が丘団地や浦賀町1～2丁目に対しては、工事中の粉じんによる影響が大きいものと想定されるので、これらの地域に対し効果的な仮設塀や防じんネット等の規模、構造や設置位置について具体的に検討すること。

2 水質汚濁 ー外観

予測評価書案では、造成中の雨水濁水処理対策として、盛土上24カ所、切土上8カ所に仮設沈砂池を設け、土粒子を沈降処理した後に竖樋、暗渠を通じ、雨水を流末の調整池に導くこととしているが、仮設沈砂池の安全性が明らかでないので、次の指摘を踏まえ対応する必要がある。

① 仮設沈砂池の容量不足による溢水や貯留水の堤体への浸透による土堰堤の崩壊を生じないように、貯留容量や堤体の土質等について検討すること。

② 貯留水を安全に流下させるため、竖樋及び暗渠の構造、規模等について検討し、その内容を具体的に示すこと。

3 騒音 ー建設作業騒音

予測評価書案では、実施区域北側に近接して立地している聖心桜が丘幼稚園周辺での建設作業騒音について、施工時期第3年次12カ月目において65～70dB（A）（ホン）と予測している。

しかし、当該幼稚園に近接する箇所では盛土工が予定されているため、更に大きな影響が生じると考えられることから、その作業の状況を想定し、当該幼稚園を対象とした予測評価を行い、その結果によっては防音対策について検討すること。

4 地象

(1)のり面保護工法の安全性について

予測評価書案では、盛土面及び切土面の表面については排水処理やポット苗による植栽を計画しているが、ポット苗ののり面被覆が完了するまでの期間は、松丸太、そだ等による編柵でのり面を保護する計画となっている。しかし、この工法は松丸太、そだ等の早期の腐食により、斜面崩壊等の誘因となることも考えられるので、ポット苗の被覆が完了するまでの間ののり面保護工について検討すること。

また予測評価書案では、軟弱な沖積層が谷戸部の全域に分布していることから、盛土地盤の安定化を図るため、軟弱層の置換工や深層混合処理工を計画している。しかし、改良基盤と未改良基盤の庄密沈下量は異なるため、圧密沈下量の違いによる斜面崩壊等について検討すること。

更に、予測評価書案では、地すべり対策工としてアースアンカー工とのり砕工を実施し、斜面の安定を確保している。しかし、地すべり対策を予定している箇所は、住宅地に近接していることや急勾配の長大斜面であることなどから、施工中の崩壊等の発生が懸念されるので、施工中の安全対策について具体的に検討し、その内容を示すこと。

(2)下流の水田に対する影響について

実施区域南側には、実施区域内の谷から流れ出る水を利用している水田があり、本件事業の実施による水量の低下等の影響が懸念される。このため、水量の変化の予測を行い、結果によっては対策を検討すること。

5 植物、動物、生態系

実施区域は、気候温暖な三浦半島中央部の緩やかな丘陵地で、発達した樹林、草地や水流のある谷戸が存在する多様な環境にあり、食物連鎖の上位に位置するフクロウ、サシバ等の猛禽類が生息するなど、比較的豊かな生態系を維持している地域といえる。

特に、実施区域においては、ジョウビタキ、ツグミなどの冬鳥が多く、越冬地としての役割が大きいこと、ヘイケボタル、ミルンヤンマなど希少な昆虫類や近年減少傾向にある両生類、爬虫類が多種にわたり生息することなどが注目される。

また、周辺は既に住宅地等都市的な土地利用がなされているため、実施区域は残された貴重な緑である。周辺住民にとって、実施区域は、毎日眺められる緑として既に生活環境の一部となっていることから、身近な自然とのふれあいの場として重要な地域といえる。

本件事業を実施するに当たっては、これらのことを十分に認識し、環境保全上の配慮をすること。

予測評価書案では、質の高い緑が確保され、より多くの動物が生息できるよう環境の多様化を図られているが、実施区域の約90パーセントを改変すること、創造緑地の多くは造成のり面であること、環境保全林は幅3メートルのひも状の緑であることなどから、緑の総量はかなり減少することとなるので生態系への影響は否めない。

したがって、新たな生態系の創造に向けて積極的な緑化対策を取り入れた土地利用について検討する必要がある。このため、極力、保存緑地及び造成緑地の拡大を図りながら、緑のネットワークを形成することや質の高い緑を公園に設けることなど、身近な生物とのふれあいの場を提供できるような方策について検討すること。

6 文化財

実施区域内の大塚山にある大塚古墳群は、前方後円の主墳と陪冢（ばいちょう一大形墳に近接してある小古墳）と考えられる2基の円墳からなっているが、計画では大塚山を約40メートル切り取ることとなるので古墳群は消滅することとなる。

この古墳群の主墳については、昭和27年に発掘調査が行われており、その結果は県教育委員会の報告書にまとめられている。これによると、この古墳群が造られたのは古墳時代後期頃と推定されるが、当時、このあたりには三浦半島から海路房総半島に至る古東海道の交通拠点としての集落が発展していたと考えられている。この主墳の被葬者は明らかではないが、このあたりの実力者であったと考えられ、主墳は支配地の集落や久里浜方面を見渡せる高台にあり、その時代を象徴するものである。このため、以前、地元の横須賀市では小学校の社会科の副読本に記載し、見学を奨励するなどしてきた。

また、前方後円墳は神奈川県内では比較的少なく、三浦半島でも古久里浜湾を囲むように3基存在していたが、1基は消滅し、1基は造成により埋没している。したがって、当地域では大塚古墳群が現存する唯一の前方後円墳を有するものとなっている。

以上のことから、大塚古墳群を可能な限り現況のまま保存し、史跡公園的な活用を図ることについて検討すること。

なお、大塚古墳群の東側に大塚台遺跡があり、周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されているが、発掘等の調査は行われていない。実施区域にはこの外にも、保存が計画されている安房口神社があり、当時このあたりの中心的な地域であったと考えられ、集落址等の埋蔵文化財も更に存在している可能性があるため、実施区域全体について十分な調査を行い、その結果によっては、地域の歴史的な遺産としての保存、活用について検討すること。

7 景観

実施区域の地形は、標高60～80メートルの丘陵とそれに入り込んだ二筋の谷戸からなっており、平作川沿いの市街

地からは緑豊かな丘陵地として望見され、地域のランドマークとなっている。

予測評価書案によると、これらの丘陵は切土され、その土砂は谷戸部の盛土材料として利用されることから、実施区域は地盤高30～60mの保存緑地に囲まれたほぼ平坦な住宅団地となる。

この結果、展望地点のうち遠景域である日の出橋と久里浜高校、中景域である梅田橋からの景観に対し地形改変による影響が顕著となることから、景観上の変化を緩和するため、現況地形のイメージを残した造成計画等について検討すること。

また、中～近景域のうち池田町市街地及び望洋小学校付近からは、斜面緑地が変容し、住宅が建ち並ぶ様が眼前に展開することから、特に緑地の配置等について検討すること。

8 安全 –交通安全

予測評価書案によると実施区域への進入経路は国道134号の舟倉交差点から市道浦賀舟倉線に入り、実施区域に至っているが、当該市道は現状でも交通流に著しい障害はなく、工事用車両や宅地供用後の住民の車両が加わっても十分余裕があるとしている。しかし、当該市道は整備が進められているものの一部に歩道がない未整備区間があり、また歩車道の区分がない京浜急行の北久里浜第3踏切もあり、朝夕ラッシュ時の渋滞が慢性化している。このような現状の交通の実態を基にして影響を予測し、その対策について具体的に検討すること。